

令和 7 年 3 月 21 日
滋賀県地域医療対策協議会
滋賀県健康医療福祉部医療政策課

へき地医療拠点病院の指定について

1 協議事項

医療法人マキノ病院からへき地医療拠点病院の指定を受けたい旨の申請があったため、へき地医療拠点病院として指定して差し支えないか、協議いただきたい。

2 へき地医療拠点病院について

(1) 概要

へき地における住民の医療を確保することを目的として、へき地医療支援機構[※]等の指導・調整の下に、無医地区等への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、遠隔医療等の各種診療支援等を実施する病院

※ へき地医療支援機構

広域的なへき地医療支援事業の企画・調整を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施する。本県においては、長浜市立湖北病院に委託。

(2) 根拠

平成 13 年 5 月 16 日付け医政発第 529 号「へき地保健医療対策実施要綱」
「滋賀県へき地医療拠点病院指定要領」

(3) 指定

都道府県知事が指定

(4) 県内のへき地医療拠点病院

圏域	病院名	開設者	指定年月日
湖北	長浜市立湖北病院	長浜市	平成 15 年 4 月 1 日
湖西	高島市民病院	高島市	平成 15 年 4 月 1 日

3 へき地医療拠点病院の指定要件

「滋賀県へき地医療拠点病院指定要領」（一部抜粋）

第 3 条 へき地医療拠点病院は無医地区等を対象として、へき地医療機構等の指導・調整の下に次に掲げる事業を行うものとする。

ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。

イ へき地診療所等への医師派遣（代診医等の派遣を含む。）及び技術指導、援助に関すること。

ウ 特例措置許可病院への医師の派遣に関すること。

エ 派遣医師等の確保に関すること。

オ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。

カ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。

キ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。

ク その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。

- 2 前項に掲げる事業のうち、ア、イまたはカのいずれかの事業は必須とし、アまたはイのいずれかについては、原則として、月1回以上あるいは年12回以上実施すること。

4 マキノ病院におけるへき地医療活動について（別紙のとおり）

5 マキノ病院の指定に向けた状況

令和6年10月7日	へき地医療支援計画策定会議において合意
令和7年3月4日	地域医療構想調整会議（湖西圏域）にて合意
令和7年3月5日	マキノ病院から申請提出
令和7年3月21日	令和6年度第3回地域医療対策協議会
令和7年3月27日	令和6年度第2回医療審議会
令和7年4月1日（予定）	へき地医療拠点病院として指定

6 へき地医療拠点病院指定要領との整合性

マキノ病院は準無医地区である在原地区への巡回診療を年12回以上実施しており、今後も継続して実施する見込みがあることから、へき地医療拠点病院の指定要件を満たしており、指定して差し支えないと考える。

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

令和 7 年 3 月 5 日

（あて先）
滋賀県知事 様

病院所在地 高島市マキノ町新保 1097 番地
病院名 医療法人マキノ病院
管理者名 病院長 西村 彰一

滋賀県へき地医療拠点病院指定申請書

滋賀県へき地医療拠点病院として指定されるよう、滋賀県へき地医療拠点病院指定要領第 5 条の規定により、添付書類を添えて申請します。

[添付資料]

別紙

その他参考となる資料

1 病院の概要

- (1) 開設者名 医療法人マキノ病院 理事長 森田 豊
- (2) 病院名 医療法人マキノ病院
- (3) 所在地 高島市マキノ町新保 1097 番地
- (4) 施設長 病院長 西村 彰一
- (5) 診療科 内科、神経内科、外科、肛門外科、整形外科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科
- (6) 病床数 120 床（一般 32 床、地域包括ケア 28 床、医療療養 60 床）
- (7) 医師数 常勤 9 人 非常勤 8 人（常勤換算 1.96 人）

2 ヘき地医療活動内容

内容	実績または計画（令和 6 年度）
巡回診療	無医地区等 1 か所 令和 7 年 2 月末現在 46 日（診療医師数 51 人）
医師派遣	診療所 か所・ 日
代診医派遣	診療所 か所・ 日
遠隔医療の実施	有・無
その他 （上記以外のへき地医療活動）	

（活動内容の詳細）

添付の資料 1 をご参照願います。

3 ヘき地医療拠点病院の指定を希望する理由

添付の資料 1 をご参照願います。

4 その他参考となる資料

特になし

2 ヘき地医療活動内容（活動内容の詳細）

巡回診療

実施場所：マキノ町在原地区（準無医地区）

実施日時：毎週火曜日、14 時～16 時頃

診療体制：総合診療科医師 1 名（計画的に専門領域の内科・整形外科医師が同行し複数医師による診療を実施）、

看護師 1 名、理学療法士 1 名、事務員（兼運転手）1 名

3 ヘき地医療拠点病院の指定を希望する理由

地域医療の一環として当該地区への巡回診療を行うなかで、「ヘき地医療拠点病院」として明確な公的使命感をもって持続的・安定的な取り組みに一層注力できるものと考えます。

滋賀県の市町村で最も面積が大きい高島市は、県内で最も高齢化率が高く、少子化も顕著なことから、人口減少局面であり、今後も減少で推移していくことが予測されている一方、75 歳以上人口は 2030 年頃まで増加することが予測され、在宅医療等の医療需要も増える見込みです。安心して在宅療養できる環境を整備するためには、地理的要因から、ヘき地医療等への対策も必要とされています。

既にヘき地医療拠点病院として指定されている「高島市民病院」は南端、「マキノ病院：当院」は北端に位置します。高島市民病院は、高島市朽木の無医地区（上針畑地区）・準無医地区（下針畑地区）における、ヘき地医療の先駆けとなります。また当院は、高島市マキノ町の準無医地区（在原地区）の巡回診療を令和 5 年 10 月 10 日より行っており、北部のヘき地医療を当院が担うことは、地理的なすみ分けとしても有効なものと考えます。

今後、在原地区での実績（ノウハウ）を活かし、更に深刻になることが予想される少子高齢化・人口減少・過疎化等が進行する他地域（在原地区に類似する地区等）についても、実情（通院事情等）を考慮し、地区住民、関係機関と協議のうえ、診療体制（巡回診療等）の整備について検討してまいります。

へき地における医療の体系図

へき地医療支援機構を中心に、行政、へき地で勤務する医師、へき地医療に協力する施設・機関、そしてへき地の住民がそれぞれ連携・協力し、かつ他の都道府県の先進事例にも学びながら、効果的・効率的で持続可能性のあるへき地への医療提供体制の構築を行う。

